

## 業務方法書

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この業務方法書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第156条の7の規定に基づき、株式会社日本国債清算機関（以下「当社」という。）が行う金融商品債務引受業（法第2条第28項に規定する金融商品債務引受業をいう。以下同じ。）その他の業務の方法について基本的事項を定める。

#### (金融商品債務引受業等)

第2条 当社は、金融商品債務引受業のほか、法第156条の6第1項の業務を行う。

#### (清算対象取引)

第3条 当社の金融商品債務引受業及び前条の業務（以下「金融商品債務引受業等」という。）の対象とする債務の起因となる取引（以下「清算対象取引」という。）の対象とする金融商品は、国債証券（当社が定めるものに限る。）とする。

2 清算対象取引は、次の各号に掲げる取引（当社が定めるものに限る。）とする。

- (1) 国債証券の売買（第3号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- (2) 国債証券の貸借及びその担保の目的で行う金銭の授受（以下「現金担保付債券貸借取引」という。）
- (3) 国債証券の買戻又は売戻条件付売買（以下「現先取引」という。）
- (4) 前3号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う国債証券又は金銭の授受

#### (休業日)

第4条 当社は、次の各号に掲げる日を休業日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日
- (4) 前日及び翌日が国民の祝日である日
- (5) 土曜日
- (6) 年始3日間

(7) 12月31日

- 2 当社は、必要があると認めるときは、臨時休業日を定めることができる。
- 3 当社は、必要があると認めるときは、金融商品債務引受業等に係る業務の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に行うことができる。
- 4 前2項の場合には、当社は、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

## 第2章 清算参加者

### 第1節 通則

(清算参加者)

第5条 清算参加者とは、当社が行う金融商品債務引受業等の相手方となるための資格（以下「清算資格」という。）を有する者をいう。

- 2 前項に規定する清算資格は、当社が行う金融商品債務引受業等に関して、有価証券等清算取次ぎを行うことができない清算資格（以下「自社清算資格」という。）と、第3章に規定するところにより有価証券等清算取次ぎを行うことができる清算資格（以下「他社清算資格」という。）に区分し、自社清算資格を有する清算参加者を自社清算参加者と、他社清算資格を有する清算参加者を他社清算参加者と称する。

### 第2節 清算資格の取得

(清算資格の取得の申請及び承認)

第6条 次の各号に掲げる者は、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、第2号から第6号までに掲げる者が他社清算資格を取得しようとするときは、登録金融機関である者に限り申請を行うことができる。

- (1) 金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）
- (2) 銀行
- (3) 協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。）
- (4) 保険会社
- (5) 証券金融会社
- (6) 短資会社（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の9第

4号に掲げる者をいう。以下同じ。)

- 2 前項に規定する申請のほか、前項各号に掲げる者は、その者の当社に対する債務のすべてについて親会社（その者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有している会社をいう。以下同じ。）が保証をすることを条件とする自社清算資格を取得しようとするものであることを示して、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、当該親会社は前項各号のいずれかに該当する者に限るものとする。
- 3 前2項に規定する申請のほか、第1項第1号に掲げる者は、その者が清算資格を取得した場合において、当社が第42条第1項及び第42条の2第1項の規定により債務の引受けを行ったことにより負担する債務について、当社が定める比率以上の割合が対当することを条件とする自社清算資格を取得しようとするものであることを示して、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。
- 4 当社は、前3項の規定により清算資格の取得の申請があった場合において、清算資格の取得申請者（以下「資格取得申請者」という。）が審査により適当であると認めるときは、当該清算資格の取得の承認を行う。
- 5 前項の承認は、清算資格を取得すべき期日を指定して行う。
- 6 当社は、第4項の規定により清算資格の取得を承認したときは、その旨を当該資格取得申請者及び各清算参加者に通知する。

(清算資格の要件)

第7条 前条第1項の申請に係る同条第4項の審査は、資格取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。

(1) 経営の体制

当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど当社が行う金融商品債務引受業等について社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営の体制であること。

(2) 財務基盤

清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。

a 金融商品取引業者、証券金融会社又は短資会社

(a) 資本金の額が3億円以上であること。

(b) 純財産額（証券金融会社又は短資会社にあつては純資産額）が50億円以上（他社清算資格の場合には200億円以上）であること。

(c) 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率が200パーセント以上であること、証券金融会社又は短資会社にあつては、これに準ずる場合に該当していること。

b 銀行、協同組織金融機関又は保険会社

(a) 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額をいう。以下同じ。）が3億円以上であること。

(b) 純資産額が50億円以上（他社清算資格の場合には200億円以上）であること。

(c) 銀行及び協同組織金融機関（以下「銀行等」という。）にあつては、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体及び連結自己資本比率が8パーセント以上、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセント以上であること（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること）、保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が400パーセント以上であること。

(3) 業務執行体制

清算対象取引の決済、損失の危険の管理及び法令（法及びその関係法令をいう。以下同じ。）、法令に基づく行政官庁の処分、この業務方法書その他の規則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

2 前条第2項の申請に係る同条第4項の審査は、資格取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。

(1) 財務基盤

清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。

a 金融商品取引業者、証券金融会社又は短資会社

(a) 資本金の額が3億円以上であること。

(b) 純財産額（証券金融会社又は短資会社にあつては純資産額）が10億円以上であること。

(c) 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率が140パーセント以上であること、証券金融会社又は短資会社にあつては、これに準ずる場合に該当していること。

(d) 当該資格取得申請者の親会社による保証を受けること。

b 銀行、協同組織金融機関又は保険会社

(a) 資本金の額又は出資の総額が3億円以上であること。

(b) 純資産額が10億円以上であること。

(c) 銀行等にあつては、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体及び連結自己資本比率が8パーセント以上、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセント以上であること（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること）、保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が200パーセント以上であること。

(d) 当該資格取得申請者の親会社による保証を受けること。

(2) 親会社の財務基盤

清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該資格取得申請者の親会社が当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。

a 当該資格取得申請者の親会社が金融商品取引業者、証券金融会社又は短資会社である場合

(a) 資本金の額が3億円以上であること。

(b) 純財産額（証券金融会社又は短資会社にあつては純資産額）が200億円以上であること。

(c) 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率が200パーセント以上であること、証券金融会社又は短資会社にあつては、これに準ずる場合に該当していること。

b 当該資格取得申請者の親会社が銀行、協同組織金融機関又は保険会社である場合

(a) 資本金の額又は出資の総額が3億円以上であること。

(b) 純資産額が200億円以上であること。

(c) 銀行等にあつては、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体及び連結自己資本比率が8パーセント以上、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセント以上であること（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること）、保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が400パーセント以上であること。

(3) 前項第1号及び第3号に掲げる事項

3 前条第3項の申請に係る同条第4項の審査は、資格取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。

(1) 財務基盤

清算資格を取得すべき期日までに、次に掲げる基準に適合すると見込まれること。

- a 資本金の額が3億円以上であること。
  - b 純財産額が25億円以上であること。
  - c 自己資本規制比率が200パーセント以上であること。
- (2) その者が清算資格を取得した場合において、当社が第42条第1項及び第42条の2第1項の規定により債務の引受けを行ったことにより負担する債務について、当社が定める比率以上の割合が対当することが見込まれること。
- (3) 第1項第1号及び第3号に掲げる事項

(清算資格の取得手続の履行)

- 第8条 当社が第6条第4項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、同条第5項の規定により当社が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、資格取得申請者をして、クリアリング・ファンドの預託その他当社が必要と認める清算資格の取得手続を履行させるものとする。
- 2 資格取得申請者が、第6条第5項の規定により当社が指定した期日の前日までに前項の手続を履行しないときは、その清算資格の取得申請を取り下げたものとみなす。

(清算資格取得の日)

- 第9条 当社は、資格取得申請者が前条第1項に規定する手続を履行したときは、第6条第5項の規定により当社が指定した期日に、清算資格を付与する。
- 2 当社は、前項の規定により資格取得申請者に清算資格を付与したときは、その旨を当該資格取得申請者及び各清算参加者に通知する。

### 第3節 清算参加者の義務

(清算参加者契約の締結)

- 第10条 清算参加者は、当社との間で、当社が定める清算参加者契約を締結しなければならない。

(清算参加者代表者)

- 第11条 清算参加者は、その代表取締役又は代表執行役（清算参加者が外国法人である金融商品取引業者又は外国銀行の場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者）のうちから、当社において当該清算参加者を代表するのに適当な者1人を、当社が定めるところにより、あらかじめ清算参加者代表者として当社に届け出なければならない。

2 清算参加者と当社との関係においては、清算参加者代表者のみが当該清算参加者を代表するものとする。ただし、日常業務に関しては、あらかじめその範囲を明確にして、当社に届け出た日常業務代行者をして行わせることができる。

(決済業務責任者)

第12条 清算参加者は、清算対象取引の決済に係る業務の統括に当たらせるため、その役員又は従業員のうちから決済業務責任者1人を選任し、当社が定めるところにより、当社に届け出なければならない。

(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)

第13条 当社は、清算参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認めるときは、当該清算参加者を審問のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。ただし、当該清算参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。

2 当社は、清算参加者が正当な理由がないにもかかわらず前項の審問に応じない場合には、審問を行わずに同項の変更請求を行うことができる。

3 清算参加者は、第1項の変更請求が不当であると認めるときは、変更請求の通知を受けた日から10日以内に、当社に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行うことができる。

4 当社は、前項の異議の申立てを受理したときは、遅滞なく、取締役会を開催する。

5 前項の取締役会において、第1項の変更請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認められたときは、直ちに同項の変更請求を変更し、又は取り消すものとする。

(清算参加者による手数料の納入)

第14条 清算参加者は、当社が規則で定める手数料を、その定めるところにより、当社に納入しなければならない。

(クリアリング・ファンドの預託)

第15条 清算参加者は、当社に対する債務の履行を確保するためのクリアリング・ファンドを、第9章の規定により、当社に預託しなければならない。

(権利の譲渡の禁止等)

第16条 清算参加者は、この業務方法書に基づく当社に対する権利又は請求権を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供することができない。

(金融商品債務引受業等に関する責任の所在)

第17条 当社は、清算参加者が業務上、当社が行う金融商品債務引受業等に関し損害を受けることがあっても、当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

(届出事項)

第18条 清算参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。

- (1) 事業(当該事業が、その全部又は一部の廃止により、当該清算参加者が第6条第1項各号のいずれにも該当しなくなるものに限る。以下同じ。)の全部又は一部の廃止
- (2) 当該清算参加者が他の会社と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該清算参加者が他の会社と合併して会社を設立する場合の当該合併
- (3) 合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散
- (4) 分割による事業の全部又は一部の他の会社への承継
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 当該清算参加者が他の会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併
- (7) 分割による事業の全部又は一部の他の会社からの承継
- (8) 事業の全部又は一部の譲受け
- (9) 商号又は名称の変更(英文の商号又は名称の変更を含む。)
- (10) 役員の変更
- (11) 本店又は主たる事務所の所在地の変更

2 他社清算参加者は、前項に規定するほか、有価証券等清算取次ぎに係る業務の廃止をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。

3 第6条第2項の申請により清算資格を取得した清算参加者は、第1項に規定するほか、その親会社が同項第1号から第9号及び第11号に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。

(報告事項)

第19条 清算参加者は、当社が定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当社に報告しなければならない。

(清算参加者等の調査)

第20条 当社は、清算参加者によるこの業務方法書その他の規則の遵守の状況の調査を行う場合、清算参加者の財務の状況の調査を行う場合、当社に対する債務の履行の確実性に関する調査を行う場合その他当社の金融商品債務引受業等の運営上必要があると認める場合は、清算参加者に対し、当該清算参加者の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当社の職員をして当該清算参加者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定は、当社が第6条第2項の申請により清算資格を取得した清算参加者の親会社の財務の状況の調査を行う場合その他当社の金融商品債務引受業等の運営上必要があると認める場合に準用する。この場合において「清算参加者」とあるのは、「清算参加者の親会社」と読み替えるものとする。

#### 第4節 清算資格の喪失

(清算資格の喪失申請)

第21条 清算参加者が清算資格を喪失しようとするときは、当社が定めるところにより、清算資格の喪失の申請を行わなければならない。

(清算資格の喪失申請者の未決済約定の取扱い)

第22条 清算参加者は、清算資格の喪失申請を行う場合には、この業務方法書に基づく当該清算参加者の当社に対する債務で未履行のもの（当社がその都度定めるものを除く。以下「未履行債務」という。）を、あらかじめ、すべて履行しなければならない。

2 清算参加者は、清算資格の喪失と同時に、清算資格を取得する者又は清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合において、あらかじめ当該清算参加者の未履行債務をすべて履行させる必要がないと当社が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当社が認める範囲において、当該未履行債務を履行せずに清算資格の喪失申請を行うことができる。

(清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)

第23条 当社は、清算参加者から清算資格の喪失申請を受理した翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。第40条第1項第1号、第42条第1項第2号及び第3号を除き以下同じ。）から、その清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務について新たな債務の引受けを停止する。

2 当社は、清算資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、清算資格を取得する者若しくは清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合において、あらかじめ当該清算参加者の未履行債務をすべて履行させる必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該清算資格の喪失申請者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部を停止しないことができる。

(清算資格の喪失の承認)

第24条 清算資格の喪失の承認は、当社が将来の一定の期日を指定して行い、当該清算資格は、当該期日をもって喪失する。

2 当社は、清算資格の喪失を承認した場合は、その旨を当該清算資格の喪失申請者及び各清算参加者に通知する。

(清算資格喪失以降の業務方法書の適用)

第25条 当社は、清算参加者が清算資格を喪失したときは、その喪失の日以降においても、その者をなお清算参加者とみなして第70条、第78条並びに第79条の規定を適用する。

(清算資格の喪失の際のクリアリング・ファンドの返還)

第26条 当社は、清算参加者が清算資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下この条及び次条において同じ。）したときは、その喪失の日以降クリアリング・ファンドの返還を行うものとする。ただし、当該清算資格を喪失した者の未履行債務がある場合その他当社が必要と認める場合は、その事由の消滅するまでの間、クリアリング・ファンドの返還を停止することができる。

(清算資格の喪失の際の債務弁済)

第27条 清算資格を喪失した者は、当社から返還を受ける金銭又は有価証券をもって、その者が清算参加者として当社に対して負担した一切の債務の弁済に充てなければならない。

## 第5節 清算参加者に対する措置等

(清算参加者が業務方法書に違反した場合等の措置)

第28条 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、あらかじめ当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算

対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者の清算資格の取消しの措置を行うことができる。この場合において、清算資格の取消しについては、取締役会の決議を要するものとする。

(1) 第18条の規定による届出若しくは第19条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。

(2) 第20条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

(3) 業務執行体制に不備があると認められるとき。

(4) 前各号のほか、清算参加者がこの業務方法書その他の規則若しくはこれらに基づく措置に違反したとき、又は清算参加者が当社若しくは清算参加者の信用を失墜させた場合において当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて必要であると認めるとき。

2 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、理由を示して、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他当社が必要かつ適当と認める措置を行うことができる。

(1) 第13条の規定による役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。

(2) 総株主の議決権又は出資に係る議決権の過半数が当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められる者によって保有されるに至ったとき。

(3) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、清算参加者に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が、当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められるとき。

3 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を下回ったとき。

(2) 純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額）が10億円を下回ったとき。

(3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき、証券金融会社又は短資会社にあつては、これに準ずる場合に該当したとき。

(4) 銀行等について、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき（外

国銀行にあつては、これに準ずる場合において当社が必要と認めるとき。

(5) 保険会社について、ソルベンシー・マージン比率が200パーセントを下回ったとき。

4 当社は、清算参加者が他社清算参加者である場合において、当該清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務（有価証券等清算取次ぎに係るものに限る。）の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を下回ったとき。

(2) 純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額）が、200億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき。

(3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が200パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき、証券金融会社又は短資会社にあつては、これに準ずる場合において当社が必要と認めるとき。

(4) 銀行等について、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合において当社が必要と認めるとき）。

(5) 保険会社について、ソルベンシー・マージン比率が400パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。

5 当社は、清算参加者（第6条第2項の申請により清算資格を取得した清算参加者にあつては、当該清算参加者の親会社）の純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額）が、当社が定める額を下回ったときは、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

6 当社は、清算参加者が第18条第1項第1号から第5号までのいずれかに掲げる行為（同項第4号にあつては事業の全部の承継、同項第5号にあつては事業の全部の譲渡に限る。）をしようとする場合において、清算資格の喪失申請を行わないときは、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

7 当社は、他社清算参加者が有価証券等清算取次ぎに係る業務の廃止をしようとする場合において、清算資格の喪失申請を行わないときは、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務（有価証券等清算取次ぎに係るものに限る。）の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

- 8 当社は、第6条第2項の申請により清算資格を取得した清算参加者の親会社が第4項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。
- 9 当社は、第6条第2項の申請により清算資格を取得した清算参加者の親会社が同項に規定する保証を解消しようとする場合又は第18条第1項第1号及び第3号から第5号までのいずれかに掲げる行為（同項第4号にあっては事業の全部の承継、同項第5号にあっては事業の全部の譲渡に限る。）をしようとする場合において、当該清算参加者が清算資格の喪失申請を行わないときは、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。
- 10 当社は、第6条第3項の申請により清算資格を取得した清算参加者について当社が第42条第1項及び第42条の2第1項の規定により債務の引受けを行ったことにより負担する債務に関し当社が定める比率以上の割合が対当しなかったときは、当該清算参加者を審問のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

（事業の廃止等において清算資格喪失申請を行わないことにより債務の引受けの停止を受けた清算参加者に対する措置）

第29条 当社は、前条第6項の規定により清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止を行った場合には、当社が必要と認める整理を当該清算参加者に行わせることができる。

- 2 当社は、前項の規定による整理を行うためその他当社が必要と認める限度において、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けを行うことができる。

（債務の引受けの停止等の措置の解除）

第30条 当社が第28条の規定により期間を定めずに債務の引受けの停止（有価証券等清算取次ぎに係る債務に限って行うものを除く。）を行った場合には、対象清算参加者は、その事由を除去したときは、説明書を添付して停止の解除を申請することができる。

- 2 当社は、前項の申請に基づく停止の解除が適当であると認めるときは、その申請を承認する。

- 3 第1項の対象清算参加者が、同項の停止を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられない場合は、当社は、取締役会の決議により、当該対象清算参加者の清算資格を

取り消すことができる。

- 4 前3項の規定は、当社が第28条の規定により期間を定めずに債務の引受けの停止（有価証券等清算取次ぎに係る債務に限って行うものに限る。）を行った場合について準用する。この場合において、前項中「清算資格を取り消す」とあるのは「他社清算資格を取り消し、自社清算資格を付与する」と読み替えるものとする。

（異議の申立て等）

- 第31条 第13条第1項ただし書及び第2項の規定は第28条の審問について、第13条第3項から第5項までの規定は第28条の措置について、それぞれ準用する。

（金融商品取引業者等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置）

- 第32条 清算参加者は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、清算資格を喪失する。

- （1） 第6条第1項各号のいずれにも該当しないこととなること
- （2） 解散

（措置の通知等）

- 第33条 当社は、この業務方法書に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止を行おうとするとき又は清算資格を取り消そうとするときは、その対象清算参加者に対し、あらかじめその旨を通知する。

- 2 前項の規定は、前条の規定により清算参加者が清算資格を喪失した場合について準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。
- 3 当社は、この業務方法書に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止を行ったとき、清算資格の取消しを清算参加者に対して行ったとき又は前条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときは、各清算参加者に対し、その旨を通知する。

（清算資格を取り消された者等の未決済約定の取扱い）

- 第34条 当社は、この業務方法書に基づき清算資格の取消しを清算参加者に対して行ったとき又は第32条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときは、当社が必要と認める整理を行わせることができる。

- 2 前項の清算参加者であった者は、その者の未履行債務の履行又は整理を行うためその他当社が必要と認める範囲内において、なお清算参加者とみなす。

(清算参加者に対する勧告)

第35条 当社は、清算参加者の業務又は財産の状況が、当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて、適当でないと認めるときは、当該清算参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

2 当社は前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該清算参加者に対し、その対応について報告を求めることができる。

### 第3章 有価証券等清算取次ぎ

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第36条 他社清算参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎの対象取引は、第3条第2項第4号に掲げる取引とする。

(委託の際の特定事項)

第37条 清算参加者は、前条に規定する有価証券等清算取次ぎを受託する場合には、その顧客から、あらかじめ、一の対象取引ごとに次の各号に掲げる事項について特定を受けていることを確認するものとする。

- (1) 当該対象取引の相手方となる清算参加者
- (2) 当該対象取引の基となる取引について、国債証券の売買、現金担保付債券貸借取引又は現先取引の別
- (3) 国債証券の受取り又は引渡しの区別
- (4) 国債証券の銘柄及び数量
- (5) 当該対象取引に係る金銭の額
- (6) 国債証券及び金銭を授受する日

(清算対象取引に係る区分管理)

第38条 他社清算参加者は、その清算対象取引について、有価証券等清算取次ぎによるものとそれ以外のものとを、区分して管理しなければならない。

### 第4章 債務の引受け

(債務の引受けの申込み)

第39条 清算参加者は、自らが当事者となる清算対象取引に基づく債務を当社に引き受けさせようとする場合には、一の清算対象取引ごとに、当社が定める方法により、当社に

対し債務の引受けの申込みを行わなければならない。

2 前項に規定する当社への申込みは、次の各号に掲げる取引ごとに、当該各号に定める事項を内容として、当該取引の当事者が当社に対して共同して行うものとする。

(1) 国債証券の売買並びに当該取引に基づく債務を履行するために行う国債証券及び金銭の授受（以下「国債証券の売買等」という。）

a 売方清算参加者（当該清算対象取引において売買決済日（国債証券の売買等における決済日をいう。以下同じ。）に国債証券の渡方となる清算参加者をいう。以下同じ。）及び買方清算参加者（当該清算対象取引において売買決済日に国債証券の受方となる清算参加者をいう。以下同じ。）の名称

b 売方清算参加者のネットティング口座（第83条に規定するネットティング口座をいう。以下この条において同じ。）及び買方参加者のネットティング口座

c 国債証券の銘柄及び数量

d 売買決済日に授受する金銭の額

e 売買決済日

f 有価証券等清算取次ぎによるものである場合はその旨

(2) 現金担保付債券貸借取引並びに当該取引に基づく債務を履行するために行う国債証券及び金銭の授受（以下「現金担保付債券貸借取引等」という。）

a 貸方清算参加者（当該清算対象取引において、取引実行日（現金担保付債券貸借取引等における貸借期間の開始日をいう。以下同じ。）に国債証券の渡方となり、取引決済日（現金担保付債券貸借取引等における貸借期間の終了日をいう。以下同じ。）に国債証券の受方となる清算参加者をいう。以下同じ。）及び借方清算参加者（当該清算対象取引において、取引実行日に国債証券の受方となり、取引決済日に国債証券の渡方となる清算参加者をいう。以下同じ。）の名称

b 貸方清算参加者のネットティング口座及び借方清算参加者のネットティング口座

c 国債証券の銘柄及び数量

d 取引実行日に授受する金銭の額及び取引決済日に授受する金銭の額

e 取引実行日及び取引決済日

f 有価証券等清算取次ぎによるものである場合はその旨

(3) 現先取引並びに当該取引に基づく債務を履行するために行う国債証券及び金銭の授受（以下「現先取引等」という。）

a 現先売方清算参加者（当該清算対象取引において、スタート取引受渡日（現先取引等において国債証券の当初の売付け又は買付けを行う取引（以下「スタート取引」という。）の受渡日をいう。以下同じ。）に国債証券の渡方となり、エンド取引受渡日（現先取引等において国債証券の買戻し又は売戻しを行う取引（以下「エンド取引」とい

う。)の受渡日をいう。以下同じ。)に国債証券の受方となる清算参加者をいう。以下同じ。)及び現先買方清算参加者(当該清算対象取引において、スタート取引受渡日に国債証券の受方となり、エンド取引受渡日に国債証券の渡方となる清算参加者をいう。以下同じ。)の名称

- b 現先売方清算参加者のネットティング口座及び現先買方清算参加者のネットティング口座
- c 国債証券の銘柄及び数量
- d スタート取引受渡日に授受する金銭の額及びエンド取引受渡日に授受する金銭の額
- e スタート取引受渡日及びエンド取引受渡日
- f 有価証券等清算取次ぎによるものである場合はその旨

- 3 清算参加者は、当社に清算対象取引に基づく債務の引受けを行わせようとする場合は、第1項に規定する申込みを、債務の引受けを行わせる日の前日の午後6時30分から債務の引受けを行わせる日の午後6時30分までに行わなければならない。ただし、当該申込みを行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により債務の引受けの申込みを行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社は、その時限を変更することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。
- 4 清算参加者は、当社が定めるところによりあらかじめ当社の承認を得た場合には、第1項に規定する申込みを、代理人を通じて行うことができる。

(サブスティテューションに係る債務の引受けの申込み)

第40条 前条の規定にかかわらず、清算参加者は、前条第2項第3号に掲げる取引について、サブスティテューション(一の現先取引等について、当該現先取引等のエンド取引に係る国債証券の変更を目的として、次の各号に掲げる取引を同時に行うことをいう。以下同じ。)に係る債務を当社に引き受けさせようとするときは、当社が定める方法により、当社に対し債務の引受けの申込みを行わなければならない。

(1) サブスティテューションの対象となる現先取引等(以下「当初現先取引等」という。)の終了を目的として、当初現先取引等に係る現先売方清算参加者(以下この項において単に「現先売方清算参加者」という。)及び当初現先取引等に係る現先買方清算参加者(以下この項において単に「現先買方清算参加者」という。)が、次のaからeまでに掲げる債務を負担する取引

- a 現先売方清算参加者が、現先買方清算参加者に、当初現先取引等に係る国債証券を、当初現先取引等のエンド取引受渡日に引き渡す債務

- b 現先買方清算参加者が、現先売方清算参加者に、当初現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額を、当初現先取引等のエンド取引受渡日に支払う債務
  - c 現先買方清算参加者が、現先売方清算参加者に、当初現先取引等に係る国債証券を、当初現先取引等を終了させる日（以下「サブステイテューション実行日」という。）に引き渡す債務
  - d 現先売方清算参加者が、現先買方清算参加者に、次号に規定する変更後銘柄現先取引等のスタート取引受渡日に授受する金銭の額を、サブステイテューション実行日に支払う債務
  - e 現先売方清算参加者が、現先買方清算参加者に、サブステイテューション実行日の翌日（銀行休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から当初現先取引等のエンド取引受渡日までの間に当初現先取引等に係る国債証券について利払期日が到来した場合に受領する利金に相当する額を、利払期日に支払う債務（以下「当初現先取引等の終了に係る利金相当額支払債務」という。）
- (2) 現先売方清算参加者が、現先買方清算参加者に、変更後の国債証券を、サブステイテューション実行日に売り付け、当初現先取引等に係るエンド取引受渡日に買い戻す現先取引等（以下この条において「変更後銘柄現先取引等」という。）
- 2 前項に規定する当社へのサブステイテューションに係る債務の引受けの申込みは、次の各号に規定する事項を内容として、当該サブステイテューションの当事者が当社に対して共同して行うものとする。
- (1) 当初現先取引等
  - (2) サブステイテューション実行日に授受する金銭の額
  - (3) サブステイテューション実行日
  - (4) 変更後銘柄現先取引等に係る国債証券の銘柄及び数量
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項に規定する債務の引受けの申込みについて準用する。

(決済日等を条件とする債務の引受けの申込み)

- 第40条の2 前2条の規定にかかわらず、清算参加者は、あらかじめ特定した清算対象取引について、特定した日（以下「債務引受基準日」という。）以降を決済日等とする債務のみを対象として当社に引き受けさせることとして、債務の引受けの申込みを、当社が定める方法により、特定した期間行うことができる。
- 2 清算参加者は、前項に規定する債務の引受けの申込みをしようとするときは、当社が定めるところにより、次の各号に掲げる事項をあらかじめ届け出るものとする。この場合において、前項に規定する債務の引受けの申込みを行うことができる期間は、第3号に掲

げる開始日前日の午後6時30分(第39条第3項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限)から始まるものとする。

(1) 前項に規定する債務の引受けの申込みの対象とする清算対象取引であることを識別するための事項

(2) 債務引受基準日

(3) 前項に規定する債務の引受けの申込みを行うことができる期間の開始日及び終了日

3 第1項に規定する債務の引受けの申込み(サブスティテューションに係る債務の引受けの申込みを除く。)は、第39条第2項各号に規定する事項のほか、前項の定めるところにより届け出た清算対象取引を識別するための事項を内容として、当該取引の当事者が当社に対して共同して行うものとする。

4 第1項に規定する債務の引受けの申込み(サブスティテューションに係る債務の引受けの申込みに限る。)は、前条第2項各号に規定する事項のほか、第2項の定めるところにより届け出た清算対象取引を識別するための事項を内容として、当該取引の当事者が当社に対して共同して行うものとする。

5 第1項に規定する債務の引受けの申込みが清算参加者から行われた場合は、当該申込みに係る清算対象取引について、その相手方である清算参加者から第2項に規定する届出が行われていたものとみなす。ただし、当該相手方清算参加者が、当該清算対象取引について第2項に規定する届出を別途行っていたときは、同項第2号及び第3号に掲げる日については、それぞれ後に到来する日を内容として届出が行われていたものとみなす。

6 第39条第3項及び第4項の規定は、第1項に規定する債務の引受けの申込みについて準用する。

(債務の引受けの申込みの取消し)

第41条 清算参加者は、第39条第1項、第40条第1項及び前条第1項に規定する債務の引受けの申込みを取り消そうとするときは、当社が定める方法により行わなければならない。

2 当社は、前項の債務の引受けの申込みの取消しについては、次条及び第42条の2の定めるところにより当該申込みに係る清算対象取引に基づく債務の引受けを行う前に限り、当該債務の引受けの申込みの取消しを認めるものとする。

3 清算参加者は、当社が定めるところによりあらかじめ当社の承認を得た場合には、第1項に規定する取消しを、代理人を通じて行うことができる。

(債務の引受け)

第42条 第39条第1項及び第40条第1項に規定する債務の引受けの申込みについて当社が金融商品債務引受業等として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債証券の売買等

国債証券の売買等について第39条第1項に規定する債務の引受けの申込みが売買決済日の前日の午後6時30分(同条第3項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限)までに行われた場合には、当社は、当該国債証券の売買等について、当該申込みの内容及び、売方清算参加者がその相手方である買方清算参加者に対し負担する債務(売買決済日における国債証券の引渡債務をいう。)を免責的に引き受け、当該売方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は買方清算参加者がその相手方である売方清算参加者に対し負担する債務(売買決済日に授受する金銭の額に係る支払債務をいう。)を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

(2) 現金担保付債券貸借取引等

a 現金担保付債券貸借取引等について第39条第1項に規定する債務の引受けの申込みが取引実行日の前日の午後6時30分(同条第3項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限)までに行われた場合

当社は、当該現金担保付債券貸借取引等について、当該申込みの内容及び、貸方清算参加者がその相手方である借方清算参加者に対し負担する債務(取引実行日における国債証券の引渡債務及び取引決済日に授受する金銭の額に係る支払債務をいう。)を免責的に引き受け、当該貸方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は借方清算参加者がその相手方である貸方清算参加者に対し負担する債務(取引実行日に授受する金銭の額に係る支払債務、取引決済日における国債証券の引渡債務及び取引実行日の翌日(銀行休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から取引決済日までの間に借入国債証券について利払期日が到来した場合に受領する利金に相当する額の利払期日における支払債務(以下「現金担保付債券貸借取引等に係る利金相当額支払債務」という。))を免責的に引き受け、当該借方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

b 現金担保付債券貸借取引等について第39条第1項に規定する債務の引受けの申込みが取引実行日の前日の午後6時30分(同条第3項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限)から取引実行日の午後6時30分(同項ただし書の

規定により時限が変更された場合は当該時限) までに行われた場合

当社は、当該現金担保付債券貸借取引等について、当該申込みの内容に基づき、貸方清算参加者がその相手方である借方清算参加者に対し負担する債務(取引決済日に授受する金銭の額に係る支払債務をいう。)を免責的に引き受け、当該貸方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は借方清算参加者がその相手方である貸方清算参加者に対し負担する債務(取引決済日における国債証券の引渡債務及び現金担保付債券貸借取引等に係る利金相当額支払債務をいう。)を免責的に引き受け、当該借方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

### (3) 現先取引等

a 現先取引等について第39条第1項に規定する債務の引受けの申込みがスタート取引受渡日の前日の午後6時30分(第39条第3項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限)までに行われた場合

当社は、当該現先取引等について、当該申込みの内容に基づき、現先売方清算参加者がその相手方である現先買方清算参加者に対し負担する債務(スタート取引受渡日における国債証券の引渡債務及びエンド取引受渡日に授受する金銭の額に係る支払債務をいう。)を免責的に引き受け、当該現先売方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は現先買方清算参加者がその相手方である現先売方清算参加者に対し負担する債務(スタート取引受渡日に授受する金銭の額に係る支払債務、エンド取引受渡日における国債証券の引渡債務及びスタート取引受渡日の翌日(銀行休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)からエンド取引受渡日までの間にスタート取引に係る買付国債証券について利払期日が到来した場合に受領する利金に相当する額の利払期日における支払債務(以下「現先取引等に係る利金相当額支払債務」という。)をいう。)を免責的に引き受け、当該現先買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

b 現先取引等について第39条第1項に規定する債務の引受けの申込みがスタート取引受渡日の前日の午後6時30分(同条第3項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限)からスタート取引受渡日の午後6時30分(同項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限)までに行われた場合

当社は、当該現先取引等について、当該申込みの内容に基づき、現先売方清算参加者がその相手方である現先買方清算参加者に対し負担する債務(エンド取引受渡日に授受する金銭の額に係る支払債務をいう。)を免責的に引き受け、当該現先売方清算

参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は現先買方清算参加者がその相手方である現先売方清算参加者に対し負担する債務（エンド取引受渡日における国債証券の引渡債務及び現先取引等に係る利金相当額支払債務をいう。）を免責的に引き受け、当該現先買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

- c 現先取引等に係るサブスティテューションについて第40条第1項に規定する債務の引受けの申込みがサブスティテューション実行日の前日の午後6時30分（同条第3項において準用される第39条第3項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限）までに行われた場合

当社は、当該サブスティテューションについて、当該申込みの内容及び、当初現先取引等に係る現先売方清算参加者がその相手方である当初現先取引等に係る現先買方清算参加者に対し負担する債務（第40条第1項第1号aに掲げる債務、同号dに掲げる債務、同号eに掲げる債務、サブスティテューション実行日における変更後銘柄現先取引等に係る国債証券の引渡債務及び変更後銘柄現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額に係る支払債務をいう。）を免責的に引き受け、当該現先売方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は当初現先取引等に係る現先買方清算参加者がその相手方である当初現先取引等に係る現先売方清算参加者に対し負担する債務（第40条第1項第1号bに掲げる債務、同号cに掲げる債務、サブスティテューション実行日に変更後銘柄現先取引等について授受する金銭の額に係る支払債務、変更後銘柄現先取引等のエンド取引受渡日における変更後銘柄現先取引等に係る国債証券の引渡債務及び変更後銘柄現先取引等に関する現先取引等に係る利金相当額支払債務をいう。）を免責的に引き受け、当該現先買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

- 2 前項に規定する債務の引受けは、債務引受けを行う日の前日の午後6時30分（第39条第3項ただし書（第40条第3項において準用される場合を含む。）の規定により時限が変更された場合は当該時限）から当日の午後6時30分（第39条第3項ただし書（第40条第3項において準用される場合を含む。）の規定により時限が変更された場合は当該時限）までに債務の引受けの申込みが行われたものについてその日の午後6時30分に行う。ただし、債務の引受けを行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により債務の引受けの申込みを行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社は、その時限を変更することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を清算参加

者に通知する。

- 3 当社は、第1項の規定により引き受けた債務の内容及びその履行について、必要な事項を当該清算参加者に通知するものとする。
- 4 清算参加者が第39条第4項（第40条第3項の規定により準用される場合を含む。）の定めるところにより当社への債務の引受けの申込みを、代理人を通じて行った場合は、当社は、前項に規定する清算参加者への通知を、当該代理人を通じて行うものとする。
- 5 清算参加者は、前2項の通知を受けたときは、その内容を確認するものとする。
- 6 清算参加者は、清算対象取引について第1項の規定により債務の引受けが行われたときは、当該清算対象取引及びその債務の引受けに係る無効、取消、解除その他一切の抗弁を当社に対して主張することができない。

（決済日等を条件とする債務の引受け）

第42条の2 第40条の2第1項に規定する債務の引受けの申込みについて当社が金融商品債務引受業等として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1）国債証券の売買等

売買決済日が債務引受基準日以降に到来する場合は、当社が行う債務の引受けは、前条第1項第1号の規定に準じるものとする。

（2）現金担保付債券貸借取引等

- a 現金担保付債券貸借取引等について、取引実行日が債務引受基準日以降に到来する場合

当社が行う債務の引受けは、前条第1項第2号の規定に準じるものとする。

- b 現金担保付債券貸借取引等について、取引実行日が債務引受基準日前日までに到来し、取引決済日が債務引受基準日以降に到来する場合であって、第40条の2第1項に規定する債務の引受けの申込みが取引実行日の午後6時30分（第40条の2第6項において準用する第39条第3項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限）までに行われたとき

当社は、当該現金担保付債券貸借取引等について、当該申込みの内容及び、貸方清算参加者がその相手方である借方清算参加者に対し負担する債務（取引決済日に授受する金銭の額に係る支払債務をいう。）を免責的に引き受け、当該貸方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は借方清算参加者がその相手方である貸方清算参加者に対し負担する債務（取引決済日における国債証券の引渡債務及び現金担保付債券貸借取引等に係る利金相当額支払債務をいう。）を免責的に引き受け、当該借方清算参加者は

当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

(3) 現先取引等

- a 現先取引等についてスタート取引受渡日が、現先取引等に係るサブステイテューションについてサブステイテューション実行日が、債務引受基準日以降に到来する場合

当社が行う債務の引受けは、前条第1項第3号の規定に準じるものとする。

- b 現先取引等について、スタート取引受渡日が債務引受基準日前日までに到来し、エンド取引受渡日が債務引受基準日以降に到来する場合であって、第40条の2第1項に規定する債務の引受けの申込みがスタート取引受渡日の午後6時30分（第40条の2第6項において準用する第39条第3項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限）までに行われたとき

当社は、当該現先取引等について、当該申込みの内容及び、現先売方清算参加者がその相手方である現先買方清算参加者に対し負担する債務（エンド取引受渡日に授受する金銭の額に係る支払債務をいう。）を免責的に引き受け、当該現先売方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は現先買方清算参加者がその相手方である現先売方清算参加者に対し負担する債務（エンド取引受渡日における国債証券の引渡債務及び現先取引等に係る利金相当額支払債務をいう。）を免責的に引き受け、当該現先買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

- 2 当社は、第40条の2第2項に規定する届出が行われたときは、債務引受基準日の属する月の初日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から同項第3号の定めるところにより債務の引受けの申込みを行うことができる期間の開始日として特定した日の前日の午後6時30分（第39条第3項ただし書の規定により時限が変更された場合は当該時限）までに行われた同項第1号に規定する事項を内容として行われた債務の引受けの申込みについては、債務の引受けの対象外とする。

- 3 前条第2項から第6項までの規定は、第1項に規定する債務の引受けについて準用する。

## 第5章 清算対象取引の決済

（金銭決済債務、証券決済債務及び利金相当額決済債務）

第43条 当社は、清算参加者ごとに、第42条第1項及び前条第1項の規定により当社

及び当該清算参加者が負担する債務（現金担保付債券貸借取引等に係る利金相当額支払債務、現先取引等に係る利金相当額支払債務及び当初現先取引等の終了に係る利金相当額支払債務を除く。）について、当社又は当該清算参加者が債務を負担する都度、銘柄及び決済日等（国債証券の売買等における売買決済日、現金担保付債券貸借取引等における取引実行日及び取引決済日並びに現先取引等におけるスタート取引受渡日及びエンド取引受渡日（第40条第1項第1号に掲げる取引におけるサブステーション実行日を含む。）をいう。以下同じ。）を同一とする債務について、金銭の支払債務については差引計算し残額を得るものとし、国債証券の引渡債務については差引計算し残数量を得るものとする。この場合において、当該金銭の支払債務に係る差引計算における対当額相当額及び国債証券の引渡債務に係る差引計算における対当数量については自動的に弁済され、各清算参加者と当社との間におけるそれぞれ一の残額の金銭支払債務（以下「金銭決済債務」という。）及び一の残数量の証券引渡債務（以下「証券決済債務」という。）に新たに置き換わるものとする。

- 2 当社は、清算参加者ごとに、第42条第1項及び前条第1項の規定により当社及び当該清算参加者が負担する現金担保付債券貸借取引等に係る利金相当額支払債務、現先取引等に係る利金相当額支払債務及び当初現先取引等の終了に係る利金相当額支払債務について、当社又は当該清算参加者が債務を負担する都度、支払日を同一とする債務について、差引計算し残額を得るものとする。この場合において、当該金銭支払債務に係る差引計算における対当額相当額については自動的に弁済され、各清算参加者と当社との間におけるそれぞれ一の残額の金銭支払債務（以下「利金相当額決済債務」という。）に新たに置き換わるものとする。

（金銭決済債務の履行方法）

第44条 清算参加者と当社との間の金銭決済債務の履行については、次項に規定する証券決済債務時価評価額の金銭の授受及び第3項に規定する受渡調整金額の金銭の授受により行う。

- 2 証券決済債務時価評価額は、証券決済債務について、当社が定めるところにより時価評価した額とする。
- 3 受渡調整金額は、金銭決済債務の額と証券決済債務時価評価額との差額とする。

（国債DVP決済の方法及び時限）

第45条 証券決済債務に係る数量の国債証券の授受及び証券決済債務時価評価額の金銭の授受は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債資金同時受渡により、次の各号に規定するところにより、当社との間において行う。

- (1) 国債証券を引き渡す清算参加者は、決済日等の午後3時までに、当社が定めるところにより、国債証券を引き渡し、金銭を受領しなければならない。
  - (2) 金銭を支払う清算参加者は、決済日等の午後3時30分までに、当社が定めるところにより、金銭を支払い、国債証券を受領しなければならない。
- 2 清算参加者は、当社が定めるところによりあらかじめ当社の承認を得た場合には、前項に規定する国債証券の授受及び金銭の授受を、当社が定めるところにより、代理人を通じて行うことができる。
  - 3 清算参加者は、前2項の規定により決済を行う場合には、円滑な決済の確保に努めるものとする。

(受渡調整金額の金銭の授受)

第46条 受渡調整金額の金銭の授受は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより当社と清算参加者との間において行う。

- (1) 金銭決済債務の額が証券決済債務時価評価額を上回っている場合

国債証券の受方清算参加者は、受渡調整金額の金銭を当社に支払うものとし、国債証券の渡方清算参加者は、受渡調整金額の金銭を当社から受領するものとする。

- (2) 金銭決済債務の額が証券決済債務時価評価額を下回っている場合

国債証券の渡方清算参加者は、受渡調整金額の金銭を当社に支払うものとし、国債証券の受方清算参加者は、受渡調整金額の金銭を当社から受領するものとする。

(利金相当額決済債務に係る額の金銭の授受)

第47条 利金相当額決済債務に係る支払方清算参加者は利金相当額決済債務に係る額の金銭を当社に支払うものとし、利金相当額決済債務に係る受領方清算参加者は利金相当額決済債務に係る額の金銭を当社から受領するものとする。

(フェイルの取扱い)

第48条 第45条の決済について、国債証券の渡方清算参加者がフェイル（決済日等において同条第1項第1号に規定する時限までに国債証券の引渡しが行われなかったことをいう。以下同じ。）を発生させた場合は、当該決済はその翌日以降の日に繰り延べる。

- 2 前項の規定により国債証券の渡方清算参加者と当社との間における決済が繰り延べられた場合は、当社と国債証券の受方清算参加者との間における決済のうち当社が指定するものについては、フェイルの場合における決済日（前項の規定により繰り延べられた決済が行われる日をいう。以下同じ。）に行うものとする。
- 3 前2項の規定により繰り延べられた決済（以下「フェイルに係る決済」という。）は、

利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）及び償還期日前3日間（銀行休業日を除外する。）においては行わないものとする。

4 第45条の規定は、フェイルに係る決済に関する国債証券の授受及び金銭の授受について準用する。

5 前項の規定にかかわらず、フェイルに係る決済について、円滑な決済の確保のために当社が特に必要と認める場合は、当社がその都度定める方法により決済を行うことができる。

（フェイルに係る国債証券について利払期日が到来した場合の取扱い）

第49条 フェイルに係る決済について、当該決済に係る国債証券の利払期日の4日前（銀行休業日を除外する。）の日においても当該決済が行われない場合は、当該フェイルに係る渡方清算参加者は、当該利払期日に、受領する利金相当額の金銭を当社に支払うものとし、当該フェイルに係る受方清算参加者は、受領する利金相当額の金銭を、当該利払期日に、当社から受領するものとする。

（フェイルに係る国債証券について償還期日が到来した場合の取扱い）

第50条 フェイルに係る決済について、当該決済に係る国債証券の償還期日（当該国債証券が当社が定める国債証券である場合にあっては、利払期日。以下この条において同じ。）の4日前（銀行休業日を除外する。）の日においても当該決済が行われない場合は、当該フェイルに係る渡方清算参加者は、償還期日に、受領する元利金相当額の金銭を当社に支払うものとし、当該フェイルに係る受方清算参加者は、当該元利金相当額の金銭を、償還期日に、当社から受領するものとする。

2 前項の場合は、当該フェイルに係る受方清算参加者は、償還期日に、当該フェイルに係る決済における支払額の金銭を当社に支払うものとし、当該フェイルに係る渡方清算参加者は、当該金銭を、償還期日に、当社から受領するものとする。

3 第48条第4項の規定にかかわらず、前2項の規定により金銭の授受が行われた場合は、当該金銭の授受をもってフェイルに係る決済が行われたものとみなす。

## 第6章 バイ・イン等

### 第1節 バイ・イン

（バイ・イン）

第51条 当社は、フェイルの場合において、当該フェイルの決済を完了させることを目

的として、清算参加者から国債証券を買い付けることができるものとし、当該買付け（以下「バイ・イン」という。）は、当該フェイルに係る渡方清算参加者の計算により当社の名において行うものとする。

- 2 バイ・インによる売買に係る決済は、バイ・インが行われた日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（当該日が、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）に該当する場合は、利払期日）までの間の当社がその都度定める日に決済を行うものとする。

（バイ・インに対する売付けを行った清算参加者と当社との間の決済）

第52条 バイ・インによる売買に係る決済のために、バイ・インに対する売付けを行った清算参加者が当社との間で授受する金銭の額及び国債証券の数量は、バイ・インによる売買ごとの売買代金（経過利子（額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額について決済を行う日までの分を日割をもって計算した額をいう。）を含む。以下同じ。）の額及び国債証券の数量とする。

- 2 第45条の規定は、バイ・インに対する売付けを行った清算参加者と当社との間の決済に係る国債証券の授受及び金銭の授受について準用する。
- 3 バイ・インによる売買に係る決済については、バイ・インに対する売付けを行った清算参加者は、前項において準用する第45条第1項第1号に規定する時限において、フェイルを発生させてはならない。
- 4 当社は、第1項及び第2項の規定によりバイ・インによる売買に係る決済が行われた場合には、当該バイ・インの対象であるフェイルに係る受方清算参加者との間において、第48条第4項の規定により準用される第45条第1項第2号の規定により当該フェイルに係る決済に関する国債証券の授受及び金銭の授受を行う。

（バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者と当社との間の決済）

第53条 第51条の規定によりバイ・インが行われた場合には、当該バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者は、当社との間において、当該バイ・インに係る売買代金の額と当該バイ・インの対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び当社が当該バイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額を授受するものとする。

- 2 第65条の規定は、前項に規定する金銭の授受について準用する。
- 3 第48条第4項の規定にかかわらず、前2項の規定により金銭の授受が行われた場合には、当該バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者と当社との間の当該バイ・インによる売買に係る決済及び当該フェイルに係る決済が行われたものとみなす。

## 第2節 参加者バイ・イン

(参加者バイ・イン)

第54条 フェイルに係る受方清算参加者は、フェイルに係る決済を完了させることを目的として、国債証券を買い付けることができるものとし、当該買付け（以下「参加者バイ・イン」という。）は、当社の計算により当該清算参加者の名において行うものとする。

2 参加者バイ・インによる売買に係る決済は、参加者バイ・インが行われた日から起算して4日目の日（当該日が、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）に該当する場合は、利払期日）までの間の参加者バイ・インを行う清算参加者と当該清算参加者に売付けを行う者との間で合意した日に決済を行うものとする。

(参加者バイ・インを行った清算参加者と当社との間の決済)

第55条 前条の規定により参加者バイ・インが行われた場合には、当該参加者バイ・インを行った清算参加者は、当社との間において、当該参加者バイ・インに係る売買代金の額と当該参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び当該清算参加者が当該参加者バイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額を授受するものとする。

2 第65条の規定は、前項に規定する金銭の授受について準用する。

3 第48条第4項の規定にかかわらず、前2項の規定により金銭の授受が行われた場合には、参加者バイ・インを行った清算参加者との当社との間の当該参加者バイ・インによる売買に係る決済及び当該参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る決済が行われたものとみなす。

(参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者と当社との間の決済)

第56条 第54条の規定により参加者バイ・インが行われた場合には、当該参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者は、当該参加者バイ・インの決済が行われる日に、当該参加者バイ・インに係る売買代金の額と当該参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び当該参加者バイ・インを行った清算参加者が当該参加者バイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額を当社との間で授受するものとする。

2 第65条の規定は、前項に規定する金銭の授受について準用する。

3 第48条第4項の規定にかかわらず、前2項の規定により金銭の授受が行われた場合には、当該参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者と当社との間

の当該フェイルに係る決済が行われたものとみなす。

### 第3節 統一慣習バイ・イン通知

(統一慣習バイ・イン通知)

第57条 フェイルに係る受方清算参加者は、当該フェイルを起因として日本証券業協会が定める統一慣習規則第4号「債券のフェイルの解消に関する規則」(以下「統一慣習規則」という。)に規定するバイ・イン(以下「統一慣習バイ・イン」という。)の通知又は再通知を日本証券業協会の協会員又は顧客から受けた場合には、当該受方清算参加者は、当社に対し当該統一慣習バイ・インについて通知又は再通知を受けた旨通知(以下「統一慣習バイ・イン通知」という。)を行うことができる。

(統一慣習バイ・イン通知を行った清算参加者と当社との間の決済)

第58条 前条に規定する統一慣習バイ・イン通知が行われた場合において統一慣習バイ・インが行われたときは、統一慣習バイ・イン通知を行った清算参加者は、当該統一慣習バイ・インの決済が行われる日に、当社との間において、当該統一慣習バイ・インに係る売買代金の額と当該統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び統一慣習バイ・インに係る費用相当額(統一慣習規則に基づき当該統一慣習バイ・インを行った者が統一慣習バイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額をいう。)を授受するものとする。

2 第65条の規定は、前項に規定する金銭の授受について準用する。

3 第48条第4項の規定にかかわらず、前2項の規定により金銭の授受が行われた場合には、統一慣習バイ・イン通知を行った清算参加者と当社との間の当該統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る決済が行われたものとみなす。

(統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る渡方清算参加者と当社との間の決済)

第59条 第57条に規定する統一慣習バイ・イン通知が行われた場合において統一慣習バイ・インが行われたときは、当該統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る渡方清算参加者は、当該統一慣習バイ・インの決済が行われる日に、当該統一慣習バイ・インに係る売買代金の額と当該統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び統一慣習バイ・インに係る費用相当額を当社との間で授受するものとする。

2 第65条の規定は、前項に規定する金銭の授受について準用する。

- 3 第48条第4項の規定にかかわらず、前2項の規定により金銭の授受が行われた場合には、統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る渡方清算参加者と当社との間の当該統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る決済が行われたものとみなす。

#### 第4節 雑則

(規則への委任)

第60条 この章に規定する事項のほか、バイ・イン、参加者バイ・イン及び統一慣習バイ・イン通知に関し必要な事項は、当社が規則により定める。

#### 第7章 マージンコール

(マージンコールの預託)

第61条 清算参加者は、第42条第1項及び第42条の2第1項の規定により債務の引受けを行った清算対象取引に係る金銭の受領額（現金担保付債券貸借取引等に係る利金相当額支払債務、現先取引等に係る利金相当額支払債務及び当初現先取引等の終了に係る利金相当額支払債務に係る金銭の受領額を除く。以下この条において同じ。）の当社が定める現在価値と国債証券の受領数量の当社が定める時価評価額の合計額が当該取引に係る金銭の支払額（現金担保付債券貸借取引等に係る利金相当額支払債務、現先取引等に係る利金相当額支払債務及び当初現先取引等の終了に係る利金相当額支払債務に係る金銭の支払額を除く。以下この条において同じ。）の当社が定める現在価値と国債証券の引渡数量の当社が定める時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額を、マージンコールとして、不足額が生じた日の翌日に当社に預託しなければならない。

2 清算参加者は、第42条第1項及び第42条の2第1項の規定により債務の引受けを行った清算対象取引に係る金銭の受領額の当社が定める現在価値と国債証券の受領数量の当社が定める時価評価額の合計額が当該取引に係る金銭の支払額の当社が定める現在価値と国債証券の引渡数量の当社が定める時価評価額の合計額を上回る場合には、その余剰額について、マージンコールとして、余剰額が生じた日の翌日に当社より預託を受けるものとする。

(フェイルに係るマージンコールの預託)

第62条 清算参加者は、フェイルに係る決済に関する金銭の受領額（第49条の規定により受領する金銭の額を除く。以下この条において同じ。）の当社が定める現在価値と国

債証券の受領数量の当社が定める時価評価額の合計額が当該決済に係る金銭の支払額（第49条の規定により支払う金銭の額を除く。以下この条において同じ。）の当社が定める現在価値と国債証券の引渡数量の当社が定める時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額を、フェイルに係るマージンコールとして、不足額が生じた日の翌日に当社に預託しなければならない。

- 2 清算参加者は、フェイルに係る決済に関する金銭の受領額の当社が定める現在価値と国債証券の受領数量の当社が定める時価評価額の合計額が当該決済に係る金銭の支払額の当社が定める現在価値と国債証券の引渡数量の当社が定める時価評価額の合計額を上回る場合には、その余剰額について、マージンコールとして、余剰額が生じた日の翌日に当社より預託を受けるものとする。

（マージンコールの返還）

第63条 清算参加者は、前2条の定めるところにより当社から預託を受けたマージンコールについて、預託を受けた日の翌日に、当社に返還しなければならない。この場合において、当該マージンコールについては、当社が定める利率により利息を付すものとする。

- 2 清算参加者は、前2条の定めるところにより当社に預託したマージンコールについて、預託を行った日の翌日に、当社より返還を受けるものとする。この場合において、当該マージンコールについては、当社が定める利率により利息を付すものとする。

## 第8章 FOS決済

（FOS決済）

第64条 第46条、第47条、第49条、第50条、第61条、第62条、第63条及び第66条第10項の規定により行う金銭の授受は、同一清算参加者の総支払金額と総受領金額の差引額の授受（以下「FOS決済」という。）により行う。

（FOS決済の方法及び時限）

第65条 FOS決済は、日本銀行当座預金取引における清算参加者の当座勘定と当社の当座勘定との間の振替により、次の各号に規定するところにより、当社との間において行う。

- （1） 支払方清算参加者は、決済日等の午前10時までに、当社が定めるところにより、金銭を支払わなければならない。
- （2） 受領方清算参加者は、決済日等の午前11時以降速やかに、当社が定めるところ

るにより、金銭を受領するものとする。

- 2 清算参加者は、当社が定めるところによりあらかじめ当社の承認を得た場合には、前項に規定する金銭の授受を、当社が定めるところにより、代理人を通じて行うことができる。

## 第9章 クリアリング・ファンド

(クリアリング・ファンド)

第66条 第15条の規定により清算参加者が当社に預託すべきクリアリング・ファンドの額（以下「クリアリング・ファンド所要額」という。）は、当社が規則により定める。

- 2 清算参加者は、当社に預託しているクリアリング・ファンドがクリアリング・ファンド所要額に満たない場合は、その不足額以上の額の金銭を、当社が定めるところにより、当該不足額が生じた日の翌日の午前11時までに当社に追加預託しなければならない。
- 3 清算参加者は、当社に預託しているクリアリング・ファンドのうち、クリアリング・ファンド所要額を超える額を限度として、当社に返還を請求することができる。
- 4 前項の請求があった場合において、当社が特に必要があると認めるときは、当該清算参加者のクリアリング・ファンドの全部又は一部の返還を停止することができる。
- 5 第2項の規定のほか、清算参加者は、国債証券先物取引（株式会社東京証券取引所における国債証券に係る法第2条第21項第1号に掲げる取引をいう。）の相場が当社が定める基準を超えて変動した場合その他当社が必要と認めた場合において、当該清算参加者が当社に預託しているクリアリング・ファンドが当社が定める額に満たないときは、その不足額以上の額の金銭を、当社が定めるところにより、当該不足額が生じた日の午後3時30分までに当社に預託しなければならない。
- 6 当社は、前項の規定によりクリアリング・ファンドの預託を行わせる場合には、当社が定める時刻以降速やかに清算参加者に通知する。
- 7 クリアリング・ファンド（当社が定める額を超える額に限る。）は、当社が定めるところにより、国債証券（当社が定めるものに限る。）をもって代用預託することができる。
- 8 前項に規定する国債証券の代用価格は、当該国債証券の当社が定める時価に当社が定める率を乗じた額とする。ただし、当社は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を臨時に変更することができる。
- 9 預託を受けたクリアリング・ファンドの代用国債証券（第7項の規定により預託される国債証券をいう。以下同じ。）について、当社はこれを消費することができる。
- 10 預託を受けたクリアリング・ファンドの代用国債証券について、利払期日（当社が定める国債証券に係る利払期日を除く。）が到来した場合には、当社は、当該代用国債

証券に係る利金相当額について、当該利払期日に、当該代用国債証券を預託した清算参加者に対し支払うものとし、償還期日（当社が定める国債証券である場合にあっては、利払期日。以下この項において同じ。）が到来した場合には、当該代用国債証券に係る利金相当額について、償還期日に、当社が当該代用国債証券を預託した清算参加者に対し支払い、当該代用国債証券に係る償還金相当額について、償還期日に、当該代用国債証券を預託した清算参加者が当社にクリアリング・ファンドとして金銭で預託したものとみなす。

- 1 1 清算参加者は、当社が定めるところによりあらかじめ当社の承認を得た場合には、前9項に規定する金銭又は国債証券の授受を、当社が定めるところにより、代理人を通じて行うことができる。
- 1 2 前5項の規定のほか、クリアリング・ファンドの代用国債証券に関する事項については、当社が定める。

#### （クリアリング・ファンドの利用）

第67条 当社は、クリアリング・ファンドとして預託を受けた金銭及び代用国債証券をもって、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 当社の清算参加者に対する金銭決済債務その他この業務方法書に基づき当社が清算参加者に対して負担する債務の履行
- (2) 第70条の規定により資金調達を行う場合における担保の提供又は調達した資金の返済

- 2 前項に規定する行為を行った場合において、当社がクリアリング・ファンドとして現に有している金銭の額が、当社がクリアリング・ファンドとして現に預託を受けている金銭の額を下回ったとき、又は、当社がクリアリング・ファンドとして現に有している代用国債証券の数量が、当社がクリアリング・ファンドとして現に預託を受けている代用国債証券の数量を下回ったときは、当社は、第77条の規定による国債証券の処分代金、第78条の規定により納入された損失負担金又は第79条の規定により納入された追加損失負担金その他の金銭により、当社がクリアリング・ファンドとして有する金銭の額又は代用国債証券の数量を、当社がクリアリング・ファンドとして預託を受けている金銭の額又は代用国債証券の数量以上に回復させるものとする。

#### （清算預託金）

第68条 当社が、債務の履行を確保するためのものとして清算参加者から預託を受ける第15条に規定するクリアリング・ファンドは、法第156条の11に規定する清算預託金とする。

(清算預託金の管理)

第69条 当社は、前条の清算預託金については、他の財産と分別し、かつ、清算参加者ごとに区分して帳簿により管理するものとする。

## 第10章 清算参加者の決済不履行時の措置

### 第1節 決済不履行時の資金調達

(決済不履行時の資金調達)

第70条 当社は、清算参加者が金銭決済債務、証券決済債務及び利金相当額支払債務の全部若しくは一部を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるときその他債務の履行状況により当社が必要と認めるときは、次の各号に規定する方法その他当社が適当と認める資金調達の方法により得られる金銭をもって、第45条（第48条第4項及び第52条第2項により準用される場合を含む。次条において同じ。）又は第65条（第53条第2項、第55条第2項、第56条第2項、第58条第2項及び第59条第2項により準用される場合を含む。次条において同じ。）の規定により当社の清算参加者に対する債務を履行するものとする。

- (1) 第15条の規定により金銭により預託を受けたクリアリング・ファンド
- (2) 清算参加者その他の者からの資金の借入れ
- (3) 清算参加者その他の者を相手方とした現金担保付債券貸借取引
- (4) 当社からの依頼に基づき現金担保付債券貸借取引の相手方となる旨の契約をあらかじめ締結している清算参加者その他の者を相手方とした当該現金担保付債券貸借取引

2 当社は、前項各号に規定する方法によってもなお必要な金銭の全部又は一部の調達が困難であると認める場合には、資金調達の起因となった債務の当事者である清算参加者の清算対象取引の相手方である清算参加者（当社が定める者に限る。）から現金担保付債券貸借取引により当社が必要と認める額の金銭を調達することができる。この場合において、当社は、清算対象取引の相手方である各清算参加者に対し、当社が定めるところにより、当社が調達すべき額を按分するものとする。

3 前項に規定する資金調達の起因となった債務の当事者である清算参加者の清算対象取引の相手方である清算参加者は、前項の現金担保付債券貸借取引について当社より申し出を受けた場合には、当該現金担保付債券貸借取引の相手方とならなければならない。

(資金調達を行った場合における当社の債務の履行等)

第71条 前条第1項の場合において、第45条又は第65条に規定する当社の債務の履行は、その日の当社がその都度定める時限までにおいて行うものとする。

2 当社は、前条に規定する資金調達を行った場合であっても、前項に規定する時限までに清算参加者に対する債務を履行するために必要な金銭の全部又は一部の調達が困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別途当社が債務を履行する日時を定めることができる。この場合において、当社が必要と認めるときは、当社が当該債務を履行するまでの間、当社は、国債証券の渡方清算参加者からの国債証券の受領を停止することができる。

3 前2項の場合において、当社は、速やかにその旨を清算参加者に通知するものとする。

(調達資金の返済等)

第72条 第70条第1項及び第2項の規定により当社が資金調達を行った場合には、当該資金調達の起因となった債務の当事者である清算参加者は、当該債務の履行状況に応じて、当社が当該資金調達に要した費用相当額を当社に支払わなければならない。

2 当社は、当該資金調達の起因となった債務の当事者である清算参加者からの債務の履行、第77条の規定による国債証券の処分代金又は第78条に規定する損失負担金若しくは第79条に規定する追加損失負担金の納入により得られた金銭の全部又は一部をもって、第70条第1項及び第2項の規定により調達した資金の返済を行うものとする。

## 第2節 決済不履行の場合における措置

(決済不履行の場合における措置)

第73条 当社は、清算参加者が金銭決済債務その他この業務方法書に基づく当社に対する債務を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるときは、当社が必要と認める範囲において当社が必要と認める期間、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止並びに当社から受けるべき国債証券及び金銭の全部又は一部の引取りの停止の措置を行うことができる。

2 当社は、前項の措置を行ったときは、清算参加者に対してその旨を通知する。

## 第3節 差引計算等による債務の履行

(期限の利益の喪失)

第74条 清算参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該清算参加者は当社に対するこの業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。

- (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立又は通告があったとき。
- (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき（合併及び破産手続開始の決定による場合を除く。）。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 前3号のほか、当該清算参加者が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき又は支払不能若しくは廃業の表明その他債権者に対する支払いを一般的に停止したと認められる事実が発生したとき。
- (5) この業務方法書に基づく当社の清算参加者に対する債務に対して仮差押え、保全差押え又は差押えの命令が発送されたとき若しくはこれらの債務につき譲渡若しくは質権設定の通知が発送されたとき。
- (6) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。
- (7) 当社と清算参加者との間の、証券決済債務時価評価額に係る支払債務、受渡調整金額に係る支払債務、利金相当額決済債務、第49条に規定する利金相当額に係る支払債務、第50条に規定する元利金相当額に係る支払債務、第52条第1項及び第53条第1項に規定するバイ・インに係る売買代金の支払債務、第53条第1項に規定するバイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第55条第1項に規定する参加者バイ・インに係る売買代金の支払債務及び参加者バイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第56条第1項に規定する参加者バイ・インに係る売買代金の額と参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び参加者バイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第58条及び第59条に規定する統一慣習バイ・インに係る売買代金の額と当該統一慣習バイ・インの対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び統一慣習バイ・インに係る費用相当額に係る支払債務、第61条及び第62条に規定するマージンコールの預託に係る債務並びに第63条に規定するマージンコールの返還に係る債務及び利息の支払債務（以下「参加者決済に係る支払債務」という。）の全部又は一部を履行しないとき。

2 清算参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社が当該清算参加者に対して通知することによって、当該清算参加者は当社に対するこの業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに、債務を弁済するものとする。

- (1) 書面により、この業務方法書に基づく当社に対する債務の存在を一部でも否認

し、又はこれを支払う能力若しくは意思がないことを認めたとき。

(2) 当該清算参加者がこの業務方法書に違反し、それが当社の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると当社が認めたとき。

3 前項の場合において、当該清算参加者が所在地の変更の届出を怠る又は当社からの通知を受領しない等、清算参加者の責めに帰すべき事由により、通知が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとする。

#### (一括清算)

第75条 清算参加者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立又は通告（以下「一括清算事由」という。）があった場合には、当該清算参加者と当社との間に存在するすべての金銭支払返還債務（当社又は清算参加者が負担する参加者決済に係る支払債務、第72条第1項の規定により清算参加者が負担する資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第82条の規定により清算参加者が負担する遅延損害金に係る支払債務、第66条第10項の規定により当社が負担するクリアリング・ファンドの代用国債証券の利金相当額に係る支払債務並びに当社が負担するクリアリング・ファンド金銭預託残高（清算参加者が金銭により現に預託しているクリアリング・ファンドの額をいう。以下同じ。）に係る返還債務をいう。以下同じ。）及び国債証券引渡返還債務（第43条第1項の規定により当社又は清算参加者が負担する証券決済債務、第51条の規定により当社又は清算参加者が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債務、第54条の規定により清算参加者が負担する参加者バイ・インに係る国債証券引渡債務並びに当社が負担するクリアリング・ファンド代用預託残高（清算参加者が代用国債証券により現に預託しているクリアリング・ファンドの数量をいう。以下同じ。）に係る返還債務をいう。以下同じ。）の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該清算参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該清算参加者の一の債務となるものとする。

2 前項に規定する債務不履行評価額は次の各号に規定するところによる。

(1) 金銭支払返還債務については、当該債務の額とする。

(2) 国債証券引渡返還債務については、次のa及びbに掲げる債務ごとに、当該a及びbに定める額とする。

a 当社が負担する国債証券引渡返還債務

次の(a)及び(b)に規定する額の合計額

(a) 一括清算事由が発生した日から起算して3日目の日までに、当社が当該国債証券引渡返還債務に関して引き渡すべき又は返還すべき同種、同量の国債証券を売却した場合には、その売却代金総額から当該売却に要した費用を控除した額。

- (b) 一括清算事由が発生した日から起算して3日目の日までに、当社が当該国債証券引渡返還債務に関して引き渡すべき又は返還すべき同種、同量の国債証券を売却しなかった場合には、当社が定める時価総額
- b 清算参加者が負担する国債証券引渡返還債務  
次の(a)及び(b)に規定する額の合計額
- (a) 一括清算事由が発生した日から起算して3日目の日までに、清算参加者の当該国債証券引渡返還債務に関して引き渡すべき同種、同量の国債証券を当社が購入した場合には、その購入代金総額に当該購入に要した費用を加算した額。
- (b) 一括清算事由が発生した日から起算して3日目の日までに、清算参加者の当該国債証券引渡返還債務に関して引き渡すべき同種、同量の国債証券を当社が購入しなかった場合には、当社が定める時価総額
- 3 第1項の規定に基づく一の債務の額について、当社は、債務不履行評価額の確定後、速やかに計算し、当該清算参加者に対して通知するものとする。この場合において、当社は、当該一の債務について履行すべき日時を指定するものとする。
- 4 当該清算参加者と当社との間の金銭支払返還債務及び国債証券引渡返還債務は、第1項の規定により一の債務となるときに、履行され消滅したものとする。この場合、国債証券引渡返還債務について、当社及び清算参加者は、国債証券引渡返還債務の一括清算事由発生時における債務不履行評価額(第2項第2号の規定により算定される金額をいう。)を支払うことによっても履行することができ、かつ、かかる履行を選択したとみなされるものとする。
- 5 第2項第2号a(b)に規定する場合において、当該(b)の3日目の日以降に当社が当該国債証券引渡返還債務に関して引き渡すべき又は返還すべき同種、同量の国債証券を売却した場合において、その売却代金総額から当該売却に要した費用を控除した額が当該(b)の時価総額に不足するときは、第1項の清算参加者は、その差額の支払いを負担するものとする。
- 6 第2項第2号b(b)に規定する場合において、当該(b)の3日目の日以降に清算参加者の当該国債証券引渡返還債務に関して引き渡すべき同種、同量の国債証券を当社が購入した場合において、その購入代金総額に当該購入に要した費用を加算した額が当該(b)の時価総額を越えるときは、第1項の清算参加者は、その差額の支払いを負担するものとする。

(差引計算)

第76条 清算参加者の参加者決済に係る支払債務及びその他のこの業務方法書に基づく清算参加者の当社に対する債務が履行期限にある場合には、当社は当該債務とこの業務方

法書に基づく当社の当該清算参加者に対する債務とを、その債務の履行期限のいかんにかかわらず、相殺することができる。

2 前項の場合において、債務の充当の順序については、次の各号に規定するところによるものとする。ただし、当社が当社の債権保全の観点から必要と認める場合はこの限りでない。

(1) この業務方法書に基づく清算参加者の当社に対する債務は、次に掲げる順序に従い充当するものとする。

a 清算参加者の参加者決済に係る支払債務

b 前 a に掲げるもの以外のこの業務方法書に基づく清算参加者の当社に対する債務

(2) この業務方法書に基づく当社の当該清算参加者に対する債務は、次に掲げる順序に従い充当するものとする。

a 当社の金銭支払返還債務

b クリアリング・ファンド代用預託残高の返還債務

c 証券決済債務及び第 5 1 条の規定により当社が負担するパイ・インに係る国債証券引渡債務

3 第 1 項の相殺における当社が負担するクリアリング・ファンド代用預託残高の返還債務、証券決済債務及び第 5 1 条の規定により当社が負担するパイ・インに係る国債証券引渡債務について、当社は、当該返還債務及び当該引渡債務の評価額総額（当社が当該返還する又は引き渡す国債証券と同種、同量の国債証券を売却した場合の、その売却代金総額から当該売却に要した費用を差し引いた額の合計額をいう。）を支払うことによっても履行することができ、かつ、かかる履行を選択して、相殺するものとする。

4 第 1 項の相殺における清算参加者が負担する証券決済債務、第 5 1 条の規定により清算参加者が負担するパイ・インに係る国債証券引渡債務及び第 5 4 条の規定により清算参加者が負担する参加者パイ・インに係る国債証券引渡債務について、当社は、当該引渡債務の評価額総額（当社が当該引渡国債証券と同種、同量の国債証券を購入した場合の、その購入代金総額に当該購入に要した費用を加算した額の合計額をいう。）を清算参加者に支払わせることによっても履行させることができ、かつ、かかる履行を選択して、相殺するものとする。

5 第 1 項の相殺に係る差引計算を行う場合における遅延損害金その他支払うべき金銭の計算については、その期間を当社による計算実行の日までとする。

6 第 1 項の規定による相殺の意思表示は、書面による通知により行うものとする。

7 当社は、第 1 項の相殺における債権又は債務の充当の順序及び方法については、前項の通知において指定することができるものとし、当該清算参加者は、これに対し異議を述べることはできないものとする。

- 8 当社は、前条の規定により清算参加者に対して有することになった一の残額債務又は債権と、当該清算参加者に対する支払債権又は債務（この業務方法書に基づかないものを含む。）とを、その期限の如何にかかわらず、いつでも相殺することができる。この場合において、前7項の規定を準用する。
- 9 前各項に規定する相殺について必要な事項は、当社がその都度定める。

#### （確保資産の処分）

- 第77条 当社は、清算参加者が前2条の適用を受けたときは、当該清算参加者のクリアリング・ファンド代用預託残高、当該清算参加者に対する証券決済債務又はバイ・インに係る国債証券引渡債務に係る国債証券と同種、同量の国債証券について、売却その他当社が適当と認める方法による換価又は担保供与を行うことができる。
- 2 当社は、前項の規定による換価又は担保供与により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる行為を行うものとする。
- （1） 参加者決済に係る支払債務その他当社が清算参加者に対して負担する債務の履行
  - （2） 第67条第2項に規定するクリアリング・ファンドに係る残高の回復
  - （3） 第70条第1項及び第2項の規定により調達した資金の返済

### 第4節 清算参加者による損失の負担

#### （損失負担金）

- 第78条 清算参加者の当社に対する金銭支払返還債務及び国債証券引渡返還債務について第75条の規定により一の債務となることによっても、又は当社が第76条の規定による相殺を行っても、なお残った当該清算参加者の未履行債務により当社が損失を受けた場合には、当該清算参加者（以下「不履行参加者」という。）の清算対象取引の相手方である清算参加者（当社が定める者に限る。）は、当社がその都度定める日時までに、当社が定めるところにより按分した損失負担金を当社に支払うものとする。この場合において、当社は、当該損失負担金をもって、当該不履行参加者に起因する当社の損失（以下「不履行損失」という。）を補填する。
- 2 不履行参加者に係る清算対象取引の相手方である清算参加者が前項の日時までに損失負担金の支払いを行わない場合には、当該損失負担金について、当該不履行参加者に係る清算対象取引の相手方である清算参加者が参加者決済に係る支払債務を履行しなかったものとみなして、第73条、第74条及び第76条の規定を適用する。

(追加損失負担金)

第79条 不履行損失額につき前条に規定するところによってもなお補填しえない損失がある場合において、当該補填し得ない損失額が当社の剰余金相当額のうち当社が定める額（以下「当社負担額」という。）を超えた場合には、非不履行参加者（不履行発生日における清算参加者のうち、不履行参加者及び当該不履行参加者の清算対象取引の相手方である清算参加者のうち前条第2項の規定により当社が回収した損失負担金の額が当該損失負担金に満たなかった者以外の者をいう。以下同じ。）は、当社がその都度定める日時までに、追加損失負担金を支払うものとする。この場合において、当社は、当該追加損失負担金をもって、当該補填し得ない損失額（当該補填し得ない損失額が当社負担額を超えた部分に限る。）を補填する。

2 前項の当社の剰余金相当額は、不履行発生日の属する当社の事業年度（以下この項において「当期」という。）の直前事業年度（以下この項において「前期」という。）の末日における株主資本（前期に関する定時総会において定めた剰余金の処分後の額とする。）から、前期の末日における資本金、資本準備金及び利益準備金（前期に関する定時総会において定めた剰余金の処分後の額とする。）並びに前期に関する定時総会において定めた自己の株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額（会社法第156条第1項第2号に規定する額をいう。）を差し引いた額（当期において別の不履行に係る補填し得ない損失額がある場合は、その額を減じる。）をいう。

3 第1項の追加損失負担金の額は、同項の補填し得ない損失額が当社負担額を超えた場合におけるその超過額を、当社が定めるところにより按分した額とする。

4 非不履行参加者が第1項の日時までに追加損失負担金の支払いを行わない場合には、当該追加損失負担金について、当該非不履行参加者が参加者決済に係る支払債務を履行しなかったものとみなして、第73条、第74条及び第76条の規定を適用する。

5 前4項の定めるところによっても補填すべき損失がある場合には、この条の規定を適用する。

(不履行参加者からの回収)

第80条 当社は、不履行参加者から、前条の規定により補填した損失に係る債権を回収できたときは、同条の規定により追加損失負担金の債務を負担し、履行した（当社が第76条の規定により回収した場合を含む。）清算参加者に対して、その回収額を按分して返還するものとし、第78条の規定により補填した損失に係る債権を回収できたときは、同条の規定により損失負担金の債務を負担し、履行した（当社が第76条の規定により回収した場合を含む。）清算参加者に対して、その回収額を按分して返還するものとする。

## 第5節 雑則

(支払債務の不履行の特例)

第81条 当社は、清算参加者が、あらかじめ書面により、当該清算参加者のシステム障害又は災害の発生その他やむを得ない事由に起因して当該清算参加者の参加者決済に係る支払債務を当該債務の決済時限までに履行することが困難である旨及び当該支払債務の全額の履行につき支障がない旨の届出を行い、かつ、当社が適当と認めた場合には、当該支払債務の不履行につき翌日の当社がその都度定める時限まで、第74条、第76条及び第77条の規定の適用は行わないものとする。ただし、第74条第1項又は第2項各号（第1項第7号を除く。）のいずれかに該当すると当社が認めた場合には、この限りでない。

2 前項の届出が行われた場合には、当社は、前項の規定に係る適用の諾否及び適当と認めたときの前項の時限について、当該清算参加者に対して通知する。

(遅延損害金)

第82条 清算参加者は、この業務方法書に基づく当社に対する支払債務について履行期限までに履行しなかった場合（前条の適用を認められた場合を含む。）には、当社が定める額の遅延損害金を支払うものとする。

## 第11章 ネットィング口座

(ネットィング口座)

第83条 清算参加者は、参加者決済に係る支払債務の履行に伴う金銭の授受その他この業務方法書に基づき当社との間で行う金銭又は国債証券の授受について、すべて当社における口座（以下「ネットィング口座」という。）で処理するものとする。

(ネットィング口座の追加の申請)

第84条 清算参加者のうち複数のネットィング口座を当社に開設している者は、参加者決済に係る支払債務の履行に伴う金銭の授受その他この業務方法書に基づき当社との間で行う金銭又は国債証券の授受について、当該ネットィング口座ごとに分割して行う。

2 清算参加者は、ネットィング口座を追加して当社に開設しようとするときは、あらかじめ当社が定めるところにより、ネットィング口座の追加の申請を行わなければならない。

3 当社は、前項の申請を受けた場合には、当該清算参加者に対し、当該ネットィングロ

座の利用開始日を指定して、その利用を承認するものとする。

(ネットィング口座の廃止の申請)

第85条 前条第3項の規定によりネットィング口座の追加の承認を受けた清算参加者が当該ネットィング口座を廃止しようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめ当社にネットィング口座の廃止の申請を行わなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項のネットィング口座の廃止の申請について準用する。

(複数のネットィング口座を開設している清算参加者の特例)

第86条 複数のネットィング口座を開設している清算参加者について、次の表の上欄に掲げる規定（この業務方法書において引用する場合を含む。）を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条	清算参加者ごとに	清算参加者のネットィング口座ごとに
第61条	清算参加者は	清算参加者は、ネットィング口座ごとに
第62条	清算参加者は	清算参加者は、ネットィング口座ごとに
第64条	同一清算参加者の	同一清算参加者の同一ネットィング口座ごとの
第66条第1項	清算参加者が	清算参加者がネットィング口座ごとに
同条第2項	清算参加者は	清算参加者は、ネットィング口座ごとに
	クリアリング・ファンドが	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンドが
	クリアリング・ファンド所要額	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド所要額
同条第3項	清算参加者は	清算参加者は、ネットィング口座ごとに
	クリアリング・ファンドのうち	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンドのうち

	クリアリング・ファンド所要額	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド所要額
同条第4項	クリアリング・ファンド	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド
同条第5項	清算参加者は	清算参加者は、ネットィング口座ごとに
	クリアリング・ファンドが	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンドが
	当社が定める額	ネットィング口座ごとに当社が定める額
同条第7項	当社が定める額	ネットィング口座ごとに当社が定める額
第69条	清算参加者ごと	清算参加者ごとネットィング口座ごと
第74条第1項	一切の債務	一切の債務（第7号に該当した場合には、当該ネットィング口座に関する債務に限る。）
	当社と清算参加者との間の	当社と清算参加者との間のネットィング口座ごとの、
	参加者決済に係る支払債務	ネットィング口座ごとの参加者決済に係る支払債務
第75条第1項	すべての金銭支払返還債務	ネットィング口座ごとのすべての金銭支払返還債務
	参加者決済に係る支払債務	ネットィング口座ごとの参加者決済に係る支払債務
	費用相当額に係る支払債務	ネットィング口座ごとの費用相当額に係る支払債務
	遅延損害金に係る支払債務	ネットィング口座ごとの遅延損害金に係る支払債務
	クリアリング・ファンドの代用国債証券の利金相当額に係る支払債務	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンドの代用国債証券の利金相当額に係る支払債務
	クリアリング・ファンド金銭預託残高	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド金銭預託残高

	金銭により	ネットィング口座ごとに金銭により
	証券決済債務	ネットィング口座ごとの証券決済債務
	国債証券引渡債務	ネットィング口座ごとの国債証券引渡債務
	クリアリング・ファンド代用預託残高	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド代用預託残高
	代用国債証券により	ネットィング口座ごとに代用国債証券により
	一の債務	ネットィング口座ごとの一の債務
第 7 6 条 第 1 項	参加者決済に係る支払債務	ネットィング口座ごとの参加者決済に係る支払債務
	清算参加者の当社に対する債務	ネットィング口座ごとの清算参加者の当社に対する債務
	当該清算参加者に対する債務	当該ネットィング口座ごとの当該清算参加者に対する債務
同 条 第 2 項	清算参加者の当社に対する債務	ネットィング口座ごとの清算参加者の当社に対する債務
	参加者決済に係る支払債務	ネットィング口座ごとの参加者決済に係る支払債務
	当該清算参加者に対する債務	当該ネットィング口座ごとの当該清算参加者に対する債務
	当社の金銭支払返還債務	ネットィング口座ごとの清算参加者に対する当社の金銭支払返還債務
	クリアリング・ファンド代用預託残高の返還債務	ネットィング口座ごとの清算参加者に対するクリアリング・ファンド代用預託残高の返還債務
	証券決済債務	ネットィング口座ごとの証券決済債務
	国債証券引渡債務	ネットィング口座ごとの国債証券引渡債務

## 第 1 2 章 雑則

(決済時限の臨時変更)

第 8 7 条 当社は、必要があると認めるときは、当社と清算参加者との間の決済時限を臨時に変更することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を清算参加者

に通知する。

(システム障害時等における決済日の繰延べ)

第88条 当社は、この業務方法書に基づく当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済日をその翌日以降に繰り延べることができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

2 前項に規定する決済日の繰延べに関し必要な事項は、当社がその都度定める。

(天災地変等の場合における非常措置)

第89条 当社は、この業務方法書に基づく当社と清算参加者との間の決済が、天災地変その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、取締役会の決議により、決済の条件を改めて定めることができる。

2 前項の規定により当社が決済の条件を定めたときは、清算参加者は、これに従わなければならない。

3 第1項の場合において、緊急の必要があるときは、当社は、取締役会の決議を経ずに、決済の条件を改めて定めることができる。

(発行日前取引に基づく債権債務の解消等)

第90条 当社は、発行日前取引（国債証券の売買であって、当該国債証券が当初予定された発行日に発行されることを停止条件として当該発行日の前日以前に約定を行い、当該売買の決済を発行日以降に行うものをいう。）に基づく清算対象取引につき、当該取引の対象となる国債証券の発行条件が変更される場合又は当該取引の決済日までに当該対象国債証券が発行されない場合若しくは発行されないと認められる場合には、当該取引に係る決済日の変更又は当該取引に基づく債権債務の解消に関する措置を行うことができる。

(事務の委任)

第91条 当社は、金融商品債務引受業等に関し、当社が定める事務を、当社が指定する者に委任することができる。

2 清算参加者は、この業務方法書に規定するほか、前項の事務に関して同項により指定する者が当社の承認を受けて定めるところによらなければならない。

3 第17条の規定は、第1項の場合について準用する。

(金融商品債務引受業等に関する必要事項の決定)

第92条 当社は、この業務方法書に規定する事項のほか、金融商品債務引受業等に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(附帯業務)

第93条 当社は、金融商品債務引受業等に附帯する業務を行う。

(改正権限)

第94条 この業務方法書の変更は、当社の取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

(準拠法及び合意管轄)

第95条 この業務方法書の準拠法は、日本法とする。

2 当社と清算参加者との間でこの業務方法書から生じる権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、当社が認められる国外の裁判所において清算参加者に対し訴訟を提起することを妨げられない。

#### 付 則

- 1 この業務方法書は、平成17年5月2日から施行する。ただし、第2章第1節及び第2節の規定は、平成17年4月22日から施行する。
- 2 第7条各項に規定する事項の審査については、当社が定めるまでの間、当該各項に規定する事項のほか、当該資格取得申請者が当社の株主となる又は株主と同一の企業集団（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第23号に規定する企業集団をいい、これに準ずるものとして当社が認めるものを含む。）に属することが見込まれることを要するものとする。
- 3 第8条第1項の規定（クリアリング・ファンドの預託に係る部分に限る。）は、第6条第4項の規定により平成17年5月2日を期日として清算資格の取得の承認を受けた者については、これを適用しない。ただし、その者は、当該期日の当社が定めるときまでにクリアリング・ファンドを預託することを要するものとする。
- 4 前項の規定において、清算資格の取得の承認を受けた者がクリアリング・ファンドの預託を行わない場合には、当社は、その者の清算資格を取り消すものとする。
- 5 前3項の規定のほか、この業務方法書の施行時における債務の引受けの取扱いその他必要な事項については、当社がその都度定める。

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、不履行発生日が平成19年3月31日以前の日である場合における第79条第2項の適用については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年6月16日から施行する。